平成２３年（フ）第１２４号
静岡県伊豆の国市奈古谷2216番地の149、破産手続開始決定時の住所静岡県伊豆の国市奈古谷2225番地の199
破産者　山中　郷士
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６６号
広島県安芸郡海田町日の出町３番３―501号
破産者　中家　清司
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６９号
広島市安佐南区西原８丁目６番２号、住民票上の住所広島市安佐南区西原８丁目13番24―２号
破産者　澤井　一也
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４８号
広島県東広島市西条中央７丁目８番18号　シャトー三ケ城K202号
破産者　森　かおり
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０４号
宮崎市大字赤江1369番地１　セントヒルズマリーナ宮崎弐番館501号
破産者　川並ひろ子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４号
千葉県銚子市北小川町2434番地の１
破産者　山口　昌寛
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第８８号
千葉県匝瑳市高560番地１　鈴木ハイツ103号
破産者　鬼王　吉一
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３９４号
横浜市鶴見区大東町10番地21、開始決定時の住所横浜市鶴見区栄町通２丁目15番地18
破産者　小川　薫文
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８８号
横浜市西区浅間町５丁目386番地11　川本ハイツ602号
破産者　笠原　定雄
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８９号
横浜市西区浅間町５丁目386番地11　川本ハイツ602号
破産者　笠原　澄枝
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９５号
静岡県熱海市下多賀1411番地の２、前住所静岡県熱海市下多賀1415番地の14
破産者　永田　英昭
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４２３号
京都市山科区日ノ岡ホッパラ町54番地の28
破産者　櫻木　佳子
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８０号
熊本県上益城郡益城町大字安永479番地15、前住所熊本県上益城郡益城町大字島田392番地２
破産者　大住　紀子
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３６号
仙台市若林区古城１丁目２番１―405号
破産者　窪田　　篤
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
仙台市太白区若葉町26番１号　ホームズ若葉202
破産者　矢野　勝洋
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
栃木県足利市朝倉町３丁目13番地16
破産者　茂木　辰夫
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第６号
栃木県足利市朝倉町３丁目13番地16
破産者　茂木　純子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２９９８号
札幌市南区南沢５条２丁目１番19号
破産者　笹谷三千夫
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３３号
青森県弘前市大字常盤坂１丁目６番地41
破産者　田村　幸治
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部